

マンション管理計画認定制度

マンションの管理計画が一定の基準を満たす場合に
適切な管理計画をもつマンションとして
認定を受けることができます

●認定の基準（岡山市マンション管理適正化指針）

管理組合の運営、管理規約、管理組合の経理、長期修繕計画の作成等16項目
（詳細な基準等はホームページをご覧ください）

●申請方法

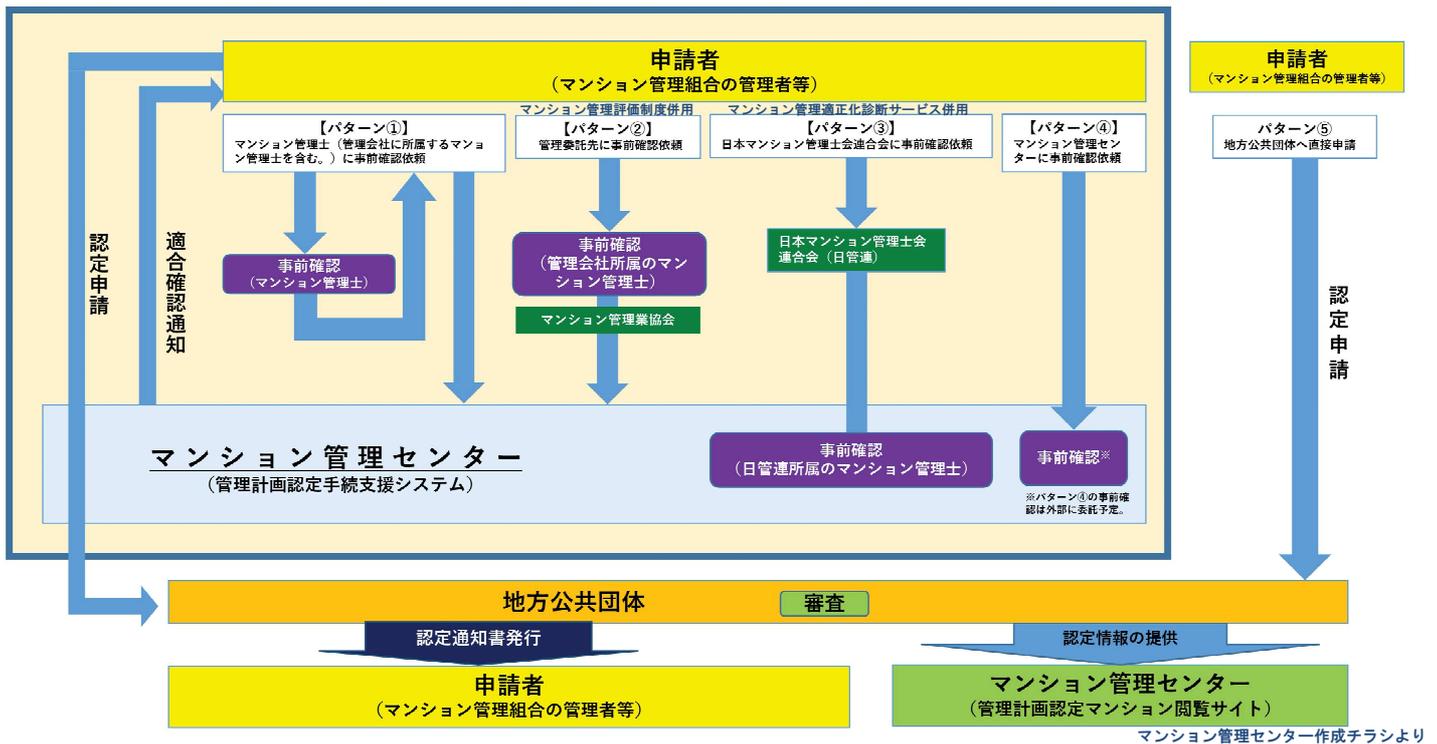
- ①マンション管理センターの実施する事前確認を利用して市へ認定申請する
※事前確認を利用する場合には、マンション管理適正評価制度（マンション管理業協会）
マンション管理適正化診断サービス（マンション管理士会）を併せて申請することもできます
- ②市の窓口（住宅課）へ直接認定申請する

●申請の流れ

(1) 管理計画の認定申請について、集会で決議をとる

(2) 申請先を選ぶ ※申請先によって費用が異なります

- ①事前確認を利用する場合（マンション管理士、管理会社、マンション管理士会、マンション管理センター）
- ②事前確認を利用しない場合（市）



●認定（更新）申請手数料 ※内容に変更がある場合は、別途変更認定手数料が必要です

	事前確認あり	事前確認なし
(1)長期修繕計画が1つの場合	3,400円	24,000円
(2)長期修繕計画が複数ある場合の加算額(1計画あたり)	1,500円	13,800円

●認定の有効期間

5年（期間内に更新することができます）

●お申し込み・お問い合わせ先

岡山市都市整備局住宅・建築部住宅課

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

TEL : 086-803-1466 FAX : 086-803-1879 E-mail : juutaku@city.okayama.lg.jp

岡山市 マンション管理計画認定制度

検索

